

議 会 定 例 会 会 議 録

令 和 4 年 3 月 9 日

岩 出 市 議 会

議事日程（第2号）

令和4年3月9日

開 議	午前9時30分
日程第1	議案第1号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第6号)
日程第2	議案第2号 専決処分の承認を求めることについて (令和3年度岩出市一般会計補正予算第7号)
日程第3	議案第3号 職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
日程第4	議案第4号 岩出市国民健康保険税条例の一部改正について
日程第5	議案第5号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正について
日程第6	議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正について
日程第7	議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について
日程第8	議案第8号 岩出市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
日程第9	議案第9号 損害賠償の額を定めることについて
日程第10	議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算(第8号)
日程第11	議案第11号 令和3年度岩出市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)
日程第12	議案第12号 令和3年度岩出市介護保険特別会計補正予算(第4号)
日程第13	議案第13号 令和3年度岩出市水道事業会計補正予算(第3号)
日程第14	議案第14号 令和3年度岩出市下水道事業会計補正予算(第3号)
日程第15	議案第15号 市道路線の認定について
日程第16	議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について
日程第17	議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算
日程第18	議案第18号 令和4年度岩出市国民健康保険特別会計予算
日程第19	議案第19号 令和4年度岩出市介護保険特別会計予算
日程第20	議案第20号 令和4年度岩出市後期高齢者医療特別会計予算
日程第21	議案第21号 令和4年度岩出市墓園事業特別会計予算
日程第22	議案第22号 令和4年度岩出市水道事業会計予算
日程第23	議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 おはようございます。

議場内では録音に支障を来すため、携帯電話の電源をお切りください。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の会議は、議案第 1 号から議案第 16 号まで及び議案第 18 号から議案第 23 号までの議案 22 件につきましては、質疑、常任委員会への付託、議案第 17 号につきましては、質疑、特別委員会の設置、付託及び委員の選任です。

~~~~~○~~~~~

日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 6 号）～

日程第 16 議案第 16 号 岩出市民プールの指定管理者の指定について

○福山議長 日程第 1 議案第 1 号 専決処分の承認を求めることについて（令和 3 年度岩出市一般会計補正予算第 6 号）の件から日程第 16 議案第 16 号 岩出市民プールの指定管理者の指定の件までの議案 16 件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第 55 条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1 番目、ネット岩出、井神慶久議員、質疑時間 60 分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

井神慶久議員、議案第 1 号の質疑をお願いいたします。

○井神議員 おはようございます。ネット岩出、井神です。通告に従いまして、順次質疑をさせていただきます。

議案第 5 号 岩出市民プール設置及び管理条例の全部改正についてであります。

施設の完成から 3 年が経過した今の段階で、指定管理者制度を導入する理由は。

また、指定管理者制度の導入する効果は。

民間の運営となると、利益が優先されると思いますが、利益が出ない場合、利用者に影響しないのか。

以上 3 点、よろしく申し上げます。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 おはようございます。井神議員のご質疑にお答えいたします。

1点目、岩出市民プールは平成30年12月に完成し、平成31年2月からトレーニングルーム、同年7月から屋外プールをそれぞれオープンしております。運営につきましては、市民の体力増進及びスポーツの振興を目的として、市の直営で運営しておりますが、オープン以来、新型コロナウイルス感染症の影響により入場制限を設ける等の措置を取りながら運営してまいりました。

この間、よりよい運営方法について検討を続けてまいりましたが、民間の知恵、アイデアやノウハウを最大限に活用して、効果的・効率的な施設管理を行うことにより、住民サービスの向上と行政コストの削減が図られるとの結論に至り、このたび指定管理者制度を導入するに至りました。

2点目、指定管理者制度を導入することによる効果といたしましては、サービスの向上、施設の効用を最大限に発揮、経費縮減等についての効果を見込んで、岩出市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例に基づき、募集したところでございます。

3点目、利用料金につきましては、条例の範囲内だと設定してございますので、条例に定めた利用料金を上回ることはございません。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第10号 令和3年度岩出市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

1つ目、2款1項7目情報推進費における番号制度に伴うシステム改修委託料について、ワンストップサービスに伴う改修とのことではありますが、ワンストップサービスの内容は。

3款2項2目児童教育保育費における会計年度任用職員報酬と保育士等処遇改善臨時特例事業費補助金について、処遇改善の内容は。

3点目、3款民生費と4款衛生費における医療扶助費について、増額となった要因は。

4点目、5款1項6目農地等防災事業費における測量設計委託料について、防災事業の内容と今後の計画は。

5点目、7款2項2目道路新設改良費における測量設計委託料について、事業の箇所は。また工事請負費に関して、工事の施工箇所と内容は。

6点目、7款3項1目河川管理費における急傾斜地崩壊対策負担金について、事業の施工箇所と内容は。また、負担金の算定根拠、急傾斜地崩壊対策事業の採択要件は。

8款1項1目非常備消防費における消防団員退職報償金について、退職した団員の人数は。また、退職した団員の補充はできているのか。

8点目、9款2項小学校費の1目学校管理費における管理業務委託料と工事請負費について。トイレ改修事業の内容は。

9点目、9款2項小学校費及び3項中学校費の2目教育振興費における教材用備品購入費について、教育情報化推進事業の内容は。

10点目、繰越明許費補正における指定文化財修理補助金について、繰越ししなければならない理由は。また、その内容は。

よろしくお願いいたします。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 井神議員ご質疑の1点目、ワンストップサービスの内容についてですが、マイナンバーカードを所有している方が転出・転入される場合、ご自身のスマートフォンなどからマイナポータルを利用して、オンラインで転出届と転入予約を行うことができるもので、転出・転入手続に係る所要時間が短縮されます。今回の補正につきましては、このワンストップ化に係る住民基本台帳システムの改修委託料です。

続いて7点目、退職報償金に係る退団者数及び団員の補充についてお答えいたします。

令和3年12月末の退団者は17名、入団者は12名、現在の団員数は327名となっております。また、消防団員の定数については341名です。直近5年間の団員数につきましては、平成29年334名、平成30年333名、令和元年332名、令和2年も332名、令和3年が327名となっております。近年は団員数がやや減少傾向にあることから、定員割れが続いておりますが、今後も引き続き消防団と協力し、団員確保に努めてまいります。

○福山議長 保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 井神議員ご質疑の2番目、会計年度任用職員報酬と保育士等

処遇改善臨時特例事業費補助金の処遇改善の内容についてですが、今回の保育士等の処遇改善は、国がコロナ克服新時代開拓のための経済対策として、令和3年11月19日に閣議決定した、看護、介護、保育、幼児教育等で働く方々の収入の引上げを目的に実施する措置に基づくものです。

1点目、会計年度任用職員報酬につきましては、令和4年2月分報酬から会計年度任用職員給与表で規定している会計年度任用職員保育士の現在の報酬を4号級昇給します。昇給額は、会計年度任用職員保育士56名分で、1か月当たり27万5,363円の増額となります。

次に、処遇改善臨時特例事業費補助金については、保育士等の処遇改善を実施する私立保育所、私立認定こども園等に、国の基準に基づく補助金を交付するものです。

○福山議長 子ども・健康課長。

○長倉子ども・健康課長 ご質疑の3点目、3款民生費と4款衛生費における医療扶助費について増額となった要因はの3款5目のひとり親家庭等医療扶助費、6目の子ども医療扶助費、4款6目の養育医療扶助費の増額となった要因について、お答えいたします。

ひとり親家庭等医療扶助費、子ども医療扶助費につきましては、当初予算で見込んでいたより1件当たりの医療扶助費は減となっているものの、支払い件数が増加していることによるものです。

令和3年度当初予算は、平成30年度、令和元年度、令和2年度上半期実績を参考にして算定していますが、令和2年度上半期実績につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により例年より医療費実績額が低く、結果として、令和3年度当初予算は、新型コロナウイルス感染症の影響を加味した予算で算定しておりました。本年度に入り、当初予算で見込んでいたより支払い件数が増加しており、その要因として新型コロナウイルスによる受診控えが徐々に解消されたことによるものと考えております。

次に、養育医療扶助費の増額についてですが、入院治療が必要な未熟児の医療に係る給付を行うもので、未熟児の状態や入院期間により1人当たりの医療費額に大きく差が生じます。今回の増額となった要因は、入院期間が長引いている乳児がいることから、医療費の増額が見込まれるためです。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 井神議員のご質疑の3点目、医療扶助費の増額の要因のうち、

3款1項7目重度心身障害児者医療扶助費の増額の要因につきましては、対象者数、支払い件数の増加が主な要因となっています。

また、支払い件数増加の理由につきましては、重度心身障害児者医療のうち、比較的手帳の等級が低い方が対象の市単独事業分の件数が大きく増加しているのに対し、市単独事業分の1人当たりの医療費は減少していることから、1件当たりの医療費の低い受診が増加していると考えられるため、支払い件数増加の理由は、新型コロナウイルスによる受診控えが徐々に解消されたことによるものと考えています。

○福山議長 土木課長。

○金川土木課長 井神議員ご質疑の4点目、5款1項6目農地等防災事業費の防災事業の内容についてですが、根来地区にある桃坂新池について、堤体、余水吐、オーバーフローさせる施設です、及び緊急放流施設等の改修を行う事業で、ため池の改修工事を国庫補助事業で実施するのに必要な事業計画書を作成する業務委託です。

また、ため池の整備事業を計画的に取り組むために、防災重点農業用ため池4池、根来地区の新池、大門池、東坂本地区の上皿池、桜台地区の鮎谷上池の劣化状況、豪雨耐性を評価する事業の業務委託です。なお、どちらの事業も事業費100%の国費を利用し、実施いたします。

また、防災事業の今後の計画についてですが、桃坂新池は令和4年度に事業計画書を作成し、令和5年度に県の整備検討委員会において事業採択を検討していただきます。その後、令和6年度に詳細設計に取り組み、令和7年度から防災工事を行う計画としております。防災重点農業用ため池の劣化状況・豪雨耐性評価事業の今後の計画につきましては、調査結果を基に、国、県と調整し、改修計画等の検討を行ってまいります。

次に、5点目の7款2項2目道路新設改良費における測量設計委託料の事業箇所についてですが、市道東山下中島線の吉田地区で紀の川病院南東交差点から県道小豆島岩出線との交差点までの全体225メートルのうち、令和3年度で実施した交差点部分を除く190メートルの歩道設置事業です。

また、工事請負費の施工箇所と内容についてですが、市の重点事業である市道金屋荊本線新設改良事業の県道小豆島岩出線から市道根来畑毛線まで約280メートルの舗装工事、安全対策工事等及び舗装長寿命化修繕事業の市道相谷中島線の中島地区、市道野上野清水線の中迫地区、市道根来安上線の根来地区の舗装修繕に伴う工事費です。

次に、6点目の7款3項1目急傾斜地崩壊対策事業の施工箇所と内容についてで

すが、山地区の経塚団地北側の斜面・急傾斜地で、主な対策工法としては、擁壁工、法面工、排水工などです。

なお、今回の補正は、県事業で実施していただく測量調査設計に係る業務委託費の負担分です。また、負担金の算定根拠についてですが、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律により、事業費の10%です。

次に、採択要件についてですが、急傾斜地が自然斜面で、高さ10メートル以上、角度30度以上、保全対象人家戸数が10戸以上、土砂災害警戒区域に指定されているなどがあります。また、新たに急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要です。

なお、本事業箇所の斜面高さは14メートル、角度45度、保全対象は10戸で、関係者全員の同意書も県に提出済みです。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 井神議員ご質疑の8点目、9款2項小学校費の1目学校管理費における管理業務委託料と工事請負費について、トイレ改修事業の内容はについて、お答えいたします。

小学校費の委託料、工事請負費については、根来小学校新運動場屋外トイレ改修事業及び上岩出小学校トイレ改修事業に係る費用であります。

事業別にお答えいたしますと、根来小学校新運動場屋外トイレ改修事業の管理業務委託料105万7,000円、工事請負費2,978万8,000円、上岩出小学校トイレ改修事業の管理業務委託料102万円、工事請負費4,947万円となります。この事業については、令和4年度当初予算に計上する予定としておりましたが、通常より有利な国の令和3年度補正予算の学校施設環境改善交付金事業を活用することとし、繰越事業としたものであります。

続いて、9点目の9款2項小学校費及び3項中学校費、2目教育振興費における教材用備品購入費について、教育情報化推進事業の内容はについてお答えいたします。

小学校費、中学校費の備品購入費については、家庭におけるICT学習のための環境整備として、Wi-Fi環境のない家庭への貸出し用モバイルルーターの購入、情報を発信する側の学校における大型モニターの追加整備、ビデオカメラやスピーカーの購入等、ICT学習に必要な機器の整備と通級指導教室の教材充実のための端末、iPadの購入を計画しております。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 井神議員の10点目、指定文化財修理補助金についての繰越し理由でございます。重要文化財建造物増田家住宅の表門保存修理のための補助金で、当初計画では、令和3年度事業で約108万2,000円を計上しておりましたが、文化庁、県教育委員会及び所有者との協議により、事業期間が令和3年11月1日から令和4年10月31日となり、事業の完了が令和4年度となることから、令和3年度支出分の残額を令和4年度に繰り越すものでございます。

表門保存修理について、具体的には、仮囲い、ナマコ壁のしっくい復旧工事、耐震診断等でございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

井神慶久議員。

○井神議員 1点だけ、すいません。重度心身障害児者医療扶助費の増額の要因のことでございますが、そこで対象者数と支払い件数が増加しているとのことですが、どれぐらい増加したのでしょうか。

○福山議長 地域福祉課長。

○中井地域福祉課長 井神議員の再質疑にお答えいたします。

重度心身障害児者医療の対象者数の見込みは1,348人で、当初予算時と比較して4.7%の増、支払い件数の見込みは3万6,369件で、当初予算時と比較して11.0%の増となります。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第16号の質疑をお願いいたします。

井神慶久議員。

○井神議員 議案第16号 岩出市民プールの指定管理者の指定について、応募者数と候補者選定の方法はどのようになさったのでしょうか。また、候補者選定では、どのような視点を重視したのでしょうか。その2点よろしくお願いします。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 井神議員のご質疑にお答えいたします。

まず1点目でございます。参加業者につきましては2社の参加がございました。入札の方法についてでございますが、指定管理者選定委員会において、採点方式にて選定してございます。

2点目、重視した点につきましては、サービスの向上、施設全般の運営管理、組

織、職員の配置等の実施体制と提案事業としての自主事業について重視してごさいます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、井神慶久議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間50分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第6号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 おはようございます。ただいま議長の許可を得ましたので、質疑を行いたいと思います。

まず初めに、議案第6号 岩出市農林業施設等の利用及び管理に関する条例の一部改正についてであります。岡田・曾屋・溝川地区共同作業所を用途廃止とした理由について、お伺いしたいと思います。

次に、この施設はどのような建物で、またどのような作業を今まで行ってきたのか、お聞かせください。

そして、今後の活用方法についてもお聞かせください。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 玉田議員のご質疑、1点目、2点目について、併せて回答いたします。

岡田・曾屋・溝川地区共同作業所は、岩出市水栖に、昭和59年、農林業同和対策事業により建築した鉄骨スレートぶき平家建て、建築面積240平米の共同作業所で、地域の関係者で構成された管理組合により、共同で毛布の加工作業場として使用されてきました。

今回、用途廃止となった理由については、当該施設の管理組合から、平成31年3月31日付で使用中止の申出があり、その後、数年間使用再開の意向がなく、今後の利用が見込めないことから、用途を廃止するものです。

続いて3点目、今後の活用方法については、今回、共同作業所としての用途を廃止した後は、普通財産となります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第7号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 続いて、議案第7号 岩出市公営住宅管理条例の一部改正について、質疑を行いたいと思います。

高塚南団地を用途廃止とした理由について、お伺いします。

また、建物の概要についてもお聞きしたいと思います。

そしてまた、今後の活用方法についてもお聞かせください。

- 福山議長 答弁願います。

土木課長。

- 金川土木課長 玉田議員ご質疑の高塚南団地を用途廃止とした理由は、建物の概要は、今後の活用方法についてはお答えいたします。

まず、高塚南団地を用途廃止とした理由についてですが、居住者の死亡により、令和3年12月10日に明渡しを受けました。なお、当該建物は木造住宅で、耐用年数を超過していることから用途廃止としております。

次に、建物の概要についてですが、高塚南団地は昭和35年建設で、61年経過した木造住宅です。

次に、今後の活用方法についてですが、市営住宅としての用途廃止後は、土地、建物を普通財産として、令和4年1月6日に移管しております。

- 福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

- 福山議長 続きまして、議案第15号の質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員。

- 玉田議員 続いて、議案第15号 市道路線の認定について、お伺いします。

公共下水道に接続されている今回の路線はどの路線であるのか、お聞きしたいと思います。

- 福山議長 答弁願います。

土木課長。

- 金川土木課長 玉田議員ご質疑の公共下水道に接続されている路線については、お答えいたします。

公共下水道に接続されている路線については、曾屋22号線から曾屋28号線までと野上野58号線の開発分です。また、宮20号線、宮21号線については、今回、所有権移転できたため市道認定するものであり、令和4年度に公共下水道に接続する計画です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間40分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第3号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 通告に基づき質疑をしたいと思います。議案第3号については、2点お聞きをしたいと思います。

この条例の中で、1点目として、部分休業ができない職員ということで、第17条の2における規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員という方は、現在どれぐらいおられるんでしょう。これが1点目です。

2点目は、勤務環境の整備措置において、育児休業の承認が円滑に行われるための研修、これを行うとあります。どういった内容の研修をするんでしょうか。また、21条には、面談を行う、また、その他の措置を行うというようなことも書かれているんですが、この21条の面談、その他の措置というのはどういったものなのか。最初の育児休業の承認が円滑に行われるための研修というものとどう違うのか、この辺の説明をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員ご質疑の職員の育児休業に関する規則で定める非常勤職員以外の非常勤職員、これにつきましては38名となっております。

続いて、2点目の研修の内容については、今回の条例改正について、職員に対し周知をするための研修を考えてございます。

次に、面談、その他の措置については、対象職員に対して、育児休業の制度を周知し、育児休業を取得するかの意向確認を直接面談することにより、聞き取りを行うものであります。

また、その他の措置としましては、国で示されている書面の交付や電子メールの送信を職員の希望に応じ行うこととしてございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、2点目のところで、円滑に行われるための、要するに周知を行うんだということを言われました。それでいうと、第21条の面談、その他の措置という

ところでも、周知という言葉も出てきましたし、聞き取りを行うんだということも含めてお話がされたので、そういう点でいうたら、若干ダブってくるのかなというふうにも感じたんですが、その辺のところ、明確な違いというようなことはあるんでしょうか。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

こちら研修に対して、職員に周知ということで、先ほど答弁させていただいたんですけど、これにつきましては、環境整備ということで、全職員がこういう制度、このように変わったということを周知するための研修でございます。

次のその他の措置等に関しましてですけど、これについてはかぶるというもの、これは本人に対してのものになりますので、また本人も含んでの全ての職員、また本人に対してということで違いがございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第4号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第4号 国民健康保険税条例の一部改正なんですが、今回のこの条例改正によって、国保利用者の負担というのがどういうふうな形になっていくんでしょうか、説明をお願いしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員のご質疑にお答えをいたします。

1点目の国保の税率改定ですが、国保利用者の負担はどうなるのかについてですが、税率改定を実施した場合、被保険者1人当たり平均で年間1,525円、1.37%の負担増となります。

具体的には、まずは固定資産税がかからない低所得者の一般的なケースで説明しますと、所得が43万円以下の世帯は、単身世帯では免税額に現行から増減がありません。夫婦2人世帯では年間300円の増額、0.8%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では、年間600円の増額、1.3%の増となります。

次に、所得金額が100万円の世帯は、単身世帯で年間3,500円の増額、2.3%の増となります。夫婦2人世帯では、年間4,000円の増額、3.0%の増、夫婦と子供1人

の3人世帯では、年間4,500円の増額、3.0%の増となります。

次に、中間所得者、収入で430万円、所得金額が300万円の世帯では、単身世帯で年間1万5,500円の増額、3.8%の増となります。夫婦2人世帯では年間1万6,300円の増額、3.6%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年間1万7,300円の増額、3.6%の増となります。

一方、固定資産税が5万円かかる低所得者の一般的なケースで説明しますと、所得金額が43万円以下の世帯は、資産割を削減しますので、1人世帯では年間3,300円の減額、7.5%の減となります。夫婦2人世帯では年間3,000円の減額、5.3%の減、夫婦と子供1人の3人世帯では年間2,700円の減額、4.0%の減となります。

次に、所得金額が100万円の世帯は、単身世帯では年間200円の増額、0.1%の増となります。夫婦2人世帯では年間600円の増額、0.4%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年間1,100円の増額、0.6%の増となります。

次に、中間所得者、収入で430万円、所得金額が300万円の世帯は、単身世帯では年間1万2,200円の増額、2.9%の増となります。夫婦2人世帯では年間1万3,000円の増額、2.8%の増、夫婦と子供1人の3人世帯では年間1万4,000円の増額、2.8%の増となります。

なお、これらのケースのほか、家族が増えれば増えるほど、所得が増えれば増えるほど、課税限度額の範囲内であれば保険税負担は大きくなります。

以上でございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第5号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 議案第5号 市民プールの関係の条例ですが、先ほど市民プールの指定管理業務という部分については、住民サービス向上が図れるんだということが言われていました。その点では、市としてどういったサービスの向上が見込まれるのか、この点を再度お聞きしたいと思います。

2点目として、第8条で、秩序を乱す者に対しての規定というものがあるんですが、指定管理者の権限というのは、どの範疇まであるのかという点、入場に対する拒否とか、退場命令というものは、教育委員会というふうに定めておりますし、この場合の市職員との対応との関係というのは、どういうふうになるのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

それと3点目に、トレーニングルームについての1回の利用料というものを岩出市内と岩出市外の方と同一料金にしているわけなんです、この理由についてお聞きをしたいと思います。

4点目という部分については、事故というのが起こらないというのが当たり前だと思うんですが、そのためにも監視業務というのは非常に重要な点になってきます。この点では、人員配置の取り決めや、また人命救助の研修、こういうものを含めて、業務を実施していく上での決まりごと、取り決めという点については、指定管理者とどのように交わしておられるのか、その内容についてお聞きをしたいと思います。

それで最後に、監視体制と万が一のそういう不慮の事故が起きた場合などの連絡体制というものについては、どのように変わるのか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 増田議員のご質疑にお答えしたいと思います、まず1点目ですね、通告では移行する理由ということで質疑を受けてございますが、前議員の井神議員で質疑を行ったということで、また違う質疑に変更されてございます。通告制度というものが、私あると思いますので、この通告制度をないがしろにするものではないのかなど。我々、反問権、反論権ありませんけども、その是非は問えませんが、議会運営上のことでありますので、指摘をさせていただきます。

それから、サービスの向上、どういうことかということでございますけども、これ通告に基づかない質疑ということでお答えさせていただきますけども。様々な提案事業、自主事業を提案をいただいております。

それから、2点目、第8条の関係でございますが、ここで秩序を乱す者に対してということでご質疑がございました。改正条例案8条におきまして、教育委員会とは、こういうことになってございますが、第3条第3項におきまして、市民プールの管理を指定管理者に行わせる場合は、第6条から第8条までの規定中、教育委員会とあるのは指定管理者と読み替えるものとする、このように規定をしてございます。

それから、トレーニングルームの利用料のご質疑ですけども、この利用料につきましては、旧条例から変更はしてございません。平成30年12月議会におきまして、トレーニングルーム利用料を含む改正案について、議会の承認をいただいております。

ます。

それから4点目、監視業務の件でございます。市民プールやトレーニングルームのみならず、施設の運営に当たっては、事故を起こさない対策、最も重要なことであると認識をしてございます。人員体制につきましては、指定管理者は岩出市民プールの管理及び運営に当たり、公的機関や公益法人等が実施する救助方法及び応急手当てに関する講習等を受講し修了した者を常駐させること、屋外プール期間中は、次のいずれかの資格を有する者を常駐させることということで、1点目が、日本水泳連盟プール公認規則第16条に定めるプール管理者、2点目、公的機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習等を受講し修了したプール監理責任者、公的機関や公益法人等の実施するプールの施設及び衛生に関する講習会等を受講し修了した衛生管理者、それから、また屋外プール期間中は、公的機関や公益法人等の実施する救助方法及び応急手当てに関する講習会を受講し修了した者を常駐させることとしてございます。

5点目、不慮の事故が起きた場合などの連絡体制ということですが、指定管理者の計画では、管理者1名、受付員1名及び監視員5名の7人体制ということになってございます。指定管理者のほうで緊急時のバックアップ体制というものが確立されておりまして、溺水者発見フロー、火災対応フロー、地震対応フロー、新型コロナウイルス対応フロー、こういったものが作成されております。事故や災害等による対応につきましては、指定管理者と教育委員会で責任分担しておりまして、被害調査、報告、応急措置について指定管理者において行います。教育委員会は報告を受け、必要な指示や対応をすることとしてございます。

以上です。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 今、教育長のほうから、一番最初に通告制に基づかない質問だというふうな指摘がありました。先ほど井神議員のほうから、指定管理者制度を導入する理由はということが聞かれていました。私の1点目の質問というのは、市民プールを指定管理者に移行する理由はということで、同一の内容です。その中で、井神議員の中の答弁の中で、住民サービスの向上を図れるんだという答弁がありました。通告制に基づかないという指摘については、全く当たらないとは思っています。同一内容なんです。だからこそ、井神議員の質疑を受けて、同じ質疑内容で、その中で出てきたことについて、改めてお聞きをしたことであって、住民サービスが図れる、

そういうことが教育委員会としてあるんだというのであれば、その住民サービス向上が図れる、どういうふうなことが図れるのかという点を再度お聞きをしたいと思います。通告に基づかないものではないということをはっきり申し上げておきたいと思います。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 どう考えるか、それぞれ違うと思いますけど、私は通告のほうは、その理由ということでお聞きをしておりますので、その向上の内容についてというご質問はいただいておりますので、やはりこれは違うものでないかなと、このように考えております。

それから、サービス向上の点でございますが、やはり民間の知恵、アイデア、ノウハウ、こういったことを最大限に活用するという点でございます。

それから、今回の指定管理者と指定する事業者につきましては、他の市町村の施設の管理も行っているということでございますので、そういった点もサービス向上につながるものと考えてございます。

○福山議長 再々質問ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 この間、こういった市民プールや、また県営のそういったプール、この他の県ですけれども、いろんな民間に委託したことによって、管理がきちんとできていないというような状況が生まれて、事故なんかが起こってきています。そういう点については、岩出市として、こういった痛ましい事故、これが起こらないようにしていく、そういう上での改めて、今、4点目と絡むわけなんですけど、市としての他府県なんかにおける状況なんかをどのように考慮して考えて、今回こういうふうな形で、岩出市として指定管理者にあえて移行していくのかという点、議論なんかはどのような形でされてきたのか、その点、再度お聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

教育長。

○湯川教育長 先ほどもお答えしましたように、プール、トレーニングルームのみならず、公共施設を運営する当たって、最優先課題は、安全・安心な運営ということで考えております。そういうことで、プールにおいて、ほかの市町村の事例というふうなお話でございますけども、本議案に関係ない話でございます。今回の指定管理者において安全対策、きちっと策定していただいておりますし、監視体制につき

ましても、先ほどお答えいたしました。基本的に7名を常駐させる。その上で、例えば土曜日、日曜日、利用者の数が多い場合は、そこへ増員していくというふうなことで聞いてございますので、安心・安全対策を第一に考えた中で、運営をするということでございます。

○福山議長 続きまして、議案第6号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 これは農林業施設の利用に関する条例なんですが、先ほども、岡田・曾屋・溝川地区の共同作業所という質疑もありました。私は、2点この点でお聞きしたいと思うんですが、この間、共同作業所の果たしてきた役割、これについてはどのような役割は岩出市としてあったのかという点、この点をお聞きしたいと思います。

2点目は、この場所をどこなのかなというふうに思い、調べたんですが、市販の地図を開いたんですが、水栖の76番地の3というのが見当たらなかったんですが、この作業所、場所ですね、場所についてどのような場所にあったのかという点、お聞きをしたいと思います。先ほど、公明党の玉田議員のところ、240平米というようにも言われてたんですが、場所というのどこなのかという点、この点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 増田議員のご質疑1点目、岡田・曾屋・溝川地区共同作業所の果たしてきた役割についてでございますが、先に玉田議員のご質疑に回答したとおりでございますが、岩出市水栖に、昭和59年、農林業同和対策事業により建築した鉄骨スレートぶき平家建て、建築面積240平米の共同作業所でございます。地域の関係者で構成された管理組合によって、共同で毛布の加工作業場として使用されてきたものです。

2点目の所在地でございますが、国道24号那賀高校前交差点の北東約300メートル、上岩出児童館の東約40メートルのところでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 できれば執行部をお願いしたいんですけどね。場所、できれば添付資料で、場所ここですよというようなことがどうしてできなかったのかなというふうに思うんです。実際にはどのぐらいの広さかという、議案だけでは全く分からないと

いう状況もあるし、240平米という部分を先ほどの中では、今後については普通財産になるんだという説明もされていましたが、じゃあ、この240平米、普通財産になるんだけれども、市として、じゃあ、今度この土地についてはどのような考え方、利用方法、活用方法について、市としては持っておられるのか、その点をお聞きしたいと思います。

土地の売買、土地を売ってしまうという考えがあるのならば、そういう考えなのかどうかも含めて、今後の利用方法、活用方法について、市としての考え方、これを再度お聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

産業振興課長。

○今井産業振興課長 私の答えられる範囲での再質疑にお答えさせていただきます。

廃止後の財産について、普通財産となるとお答えしております。現条例の改正におきましては、この時点におきましては、廃止することまでを条例の目的としておりますので、この後、普通財産になった後、どうするかというのは、現在はこの条例の改正では考えられておりません。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第10号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 令和3年度の一般会計の補正予算では、通告では4点出しています。1点目の農地等の防災事業費、測量設計という部分の点については、先ほど詳細な説明があって、県のほうで最終的には7年度に事業が完了するんだという説明がありましたので、1点目については答弁のほうは結構です。

2点目の急傾斜地の崩壊対策負担金という部分については、山地区のほうで建築に関係する部分だという点でお話をされてきました。負担金の先ですね、要するにこの負担金というのは、県に対して負担する負担金ということなのかどうか、その確認だけでお答えいただきたいと思います。

それと3点目に、学校管理費の監理業務委託という部分についても先ほどあったんですが、根来の小学校と上岩出ですかね、その部分で監理方法という点について、どのような監理の方法を行うのかという点、この確認を、監理の方法ですね、それをお聞きをしたいと思います。

それと、4点目の小中学校へのICT機器についての活用方法、この点について

は、要するに教育委員会として、子供たちに対してどのような活用の方法の対応なんかも含めて、再度ちょっとお聞きをしたいと、活用方法についてお聞きをしたいと思います。要するに、子供たちが活用できる対策という面について、教育委員会として、今後どのように進めていきたいんかという点をお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

土木課長。

○金川土木課長 増田議員ご質疑の2点目について、お答えいたします。

2点目の急傾斜地崩壊対策負担金の支払先についてですが、事業主体である和歌山県になります。

○福山議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 増田議員ご質疑の3点目、学校管理費の監理業務委託はどのような監理方法を行うのかについてですが、工事に係る建築士による監理ということになります。

4点目のICT機器の活用方法ですが、今回、補正予算として計上しておりますICT機器につきましては、新型コロナウイルスの影響による休校や学級閉鎖の際に、健康観察をオンラインで行ったりとか、課題を提出させたりといった活用方法を検討しております。

また、通級指導教室につきましては、教室に通う児童生徒に適した教材が多数利用できるということで、iPadを購入し、授業の充実を図るものでございます。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 3点目の学校管理費の監理業務なんですけど、私、若干ちょっと勘違いしてたのかと思うところがあるんですが、私が思ってたのは、運動場そのもの自身の管理を監理業務委託するのかなというふうに思ってたんですが、今の説明聞いたら、今度、工事が行われることに対しての監理委託料だという説明のようなことだったので、若干ちょっと通告がそういう形になったんですが、要するに工事そのもの自身、これは市としては工事完了の日ですね、いつ頃、トイレの部分なんかも含めて、工事が完了する、そういう予定をされているのか、完了予定をどのぐらい、いつぐらいと見ているのかという点だけお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

教育総務課長。

○南教育総務課長 工期につきましては、令和4年度中の完成を目指しております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第11号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 11号は、国民健康保険の補正予算の第3号ですが、この中で一般被保険者療養給付費で1億7,500万円増というふうに見込んでいるわけなんですけど、この増加要因というのが、どういう形で1億7,500万円も増えるというような形に、市として見ているのか、その要因についてお聞きをしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員のご質疑にお答えをいたします。

一般被保険者療養給付費で1億7,500万円増を見込んでいるが、増加要因は何かについてでありますけど、療養給付費は、医科の入院及び入院外をはじめ、歯科、調剤費用、食事、生活、療養費、訪問看護療養費等の医療機関を受診した際の診察代や薬代などの医療費のことではありますが、令和2年度と比較して、令和3年度の状況は、件数、日数、使用額ともに、全て増加しております。

新型コロナウイルス感染拡大の影響で、令和2年度の上半期医療費が大幅に減少した反動により、令和3年度は高い伸びを示しており、増加要因としましては、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく見込んでいたため、予算額が押さえ込まれていたことや新型コロナウイルス感染症による受診控えが徐々に解消されたことによるものと考えてございます。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第1号から議案第16号までの議案16件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第16号までの議案16件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

しばらく休憩をいたします。

午前10時55分から再開します。

休憩

(10時37分)

再開

(10時55分)

日程第17 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算～

日程第23 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算

○福山議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案審議を続けます。

日程第17 議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算の件から日程第23 議案第23号 令和4年度岩出市下水道事業会計予算の件までの議案7件を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑に当たっては、市議会会議規則第55条の規定により、質疑、答弁とも発言は簡明に行うとともに、議題外の質疑及び自己の意見を述べることをのらないようお願いいたします。

質疑の通告がありますので、発言時間の制限を行った上、順次発言を許します。

質疑は、発言席からお願いいたします。

1番目、ネット岩出、井神慶久議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

井神慶久議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○井神議員 ネット岩出、井神でございます。

議案第17号 令和4年度岩出市一般会計予算について質疑させていただきます。

メール配信サービス事業について、ラインでどのような情報を発信していくのですか。

養育費確保支援事業について、その内容は。

各種がん検診事業について、減額となった理由は。

交差点名標識設置事業について、交差点名はどうやって決めるのか。

英語教育改善プラン推進事業について、その内容は。

ブロック塀等改善事業補助金について、倍増となった理由は。

各中学校防犯カメラ設置事業について、その計画の内容は。

岩出市総合スポーツ大会事業について、新しいイベントなのか、その内容は。

高齢者スポーツ施設整備事業について、施設の概要と完成時期は。

河川敷であるが、増水時対策は。

管理及び運営方法は。

岩出市の高齢化率の推移は、過去10年間で。

高齢者の健康増進施策の現状は。

高齢者スポーツに対する考え方は。

高齢者スポーツ団体の現状と登録者数は。それぞれの団体の活動内容については、よろしく申し上げます。

○福山議長 答弁願います。

総務課長。

○木村総務課長 井神議員ご質疑の1点目、メール配信サービスの事業について、ラインでどのような情報を発信していくのかについてですが、令和2年度に実施した市民への情報化に関するアンケート調査において、スマートフォンの利用者が73%となっており、市民への情報提供の方法として、新たにスマートフォンコミュニケーションアプリであるラインを活用し、メール配信サービスで配信している行政情報や災害情報などについて発信する予定です。

なお、市民の方が受信したい情報をラインで設定することで、防災情報、子育て情報、イベント情報など、分野ごとに必要な情報だけを受信することができるようになります。

○福山議長 保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 井神議員ご質疑の2番目、養育費確保支援事業の内容についてですが、ひとり親のほとんどが養育費を受け取っていない現状から、離婚に伴い困窮に陥るリスクが高いひとり親家庭に対し、養育費の確保のための支援を行うため、次の2つの事業を実施します。

1点目は、公正証書作成費用等の助成として、公証人手数料令に規定された公証人手数料、家庭裁判所の調停申立てや裁判に要する収入印紙代、戸籍謄本等添付書類の取得費用を1対象当たり上限3万円として助成します。

2点目は、養育費保証会社への手数料助成として、養育費保証契約を締結する際に要する経費のうち、本人が負担する費用を1対象当たり上限5万円として助成します。

○福山議長 保険年金課長。

○井辺保険年金課長 井神議員ご質疑の3点目、各種がん検診事業について、減額となった理由はについてであります。検診委託料及び役務費の減の2つが主な理由でございます。

がん検診事業につきましては、令和2年度の検診実績を基に、令和4年度予算を編成しており、市が実施する5種類のがん検診の中で、特に胃がん及び乳がん検診

について、新型コロナウイルス感染症の影響に伴う受診控えにより受診者の減少が今後も続くと見込まれ、令和4年度当初予算で減額したものでございます。

また、新たなステージに入ったがん検診の総合支援事業として、過去5年間の未受診者に対する手紙による受診勧奨事業を令和3年度から予算計上し、5年に1回実施いたしますが、今回は令和8年度のため、令和4年度の通信運搬費が不用となり、減額したものでございます。

○福山議長 土木課長。

○金川土木課長 井神議員ご質疑の4点目、交差点名の決め方についてですが、現在、警察が信号機の管理用に交差点名称を決めております。なお、警察と連携するため、原則その名称を利用いたします。ただし、交差点名称と地区が違うところや長い名称などの場合、名称変更を警察に要望しております。

○福山議長 教育総務課長。

○南教育総務課長 井神議員のご質疑5点目、6点目、7点目について、お答えいたします。

まず5点目、英語教育改善プラン推進事業について、その内容はですが、国の英語教育改善プラン推進事業交付金を活用した事業で、内容は、大学や那賀地方英語教育研究会などと連携して、英語教育実施状況調査や全国学力・学習状況調査等の実態把握から、英語教育の課題について分析を行い、改善のための具体的な取組を計画して、効果的に学力向上につなげるための事業であります。

6点目のブロック塀等改善事業補助金について、倍増となった理由ですが、これまで国の社会資本整備総合交付金を活用して、補助事業を実施してまいりましたが、平成30年6月の大阪北部地震により、ブロック塀倒壊で児童の死亡事故があったことから、和歌山県において、平成30年度から令和2年度までの3年間限定で、和歌山防災力パワーアップ補助事業制度が構築され、本市においても活用してまいりましたが、適用期間が終了したことに伴い、国の社会資本整備総合交付金を活用しての補助事業を実施してまいりました。このたび新たな和歌山防災力パワーアップ補助事業制度を活用することにより、社会資本整備総合交付金と比較して、限度額が増え、住民の負担額が軽減できることから採択したものであります。

続いて、7点目の各中学校防犯カメラ設置事業について、その計画内容はですが、学校における生徒及び教職員の安全確保及び学校施設の保全を目的として、校門や校舎への不審者の侵入監視が必要な箇所に防犯カメラを設置するものであります。運用につきましては、学校への侵入を抑止するために、学校敷地の見やすい箇所に

設置している旨の表示を行うとともに、管理責任者に校長、管理取扱者を教頭として、画像については捜査機関からの要請等、法令に基づく請求があった場合のみ提供するものとして、生徒や教職員のプライバシーを侵害することがないように、適切に運用してまいります。

以上です。

○福山議長 教育長。

○湯川教育長 8点目、岩出市総合スポーツ大会事業についてということで、ご質疑にお答えいたします。

長引くコロナ禍において、市民の体力低下が課題となっている中、市民の健康づくりとスポーツ振興を図るため、体育協会さんなどの協力を得て、種目別のスポーツ大会を開催いたします。総合スポーツ大会事業は、競技大会の運営費用への補助として、1団体当たり、限度額を10万円ということで補助するものでございます。

なお、総合スポーツ大会の開会式と市民運動会の開会式を合同で実施することで、市民の皆様のスポーツ参加や健康づくりへの相乗効果を期待してございます。

続きまして9点目、高齢者用スポーツ施設整備事業について8点ございました。一括してお答えいたします。

まず1点目、施設概要につきましては、パークゴルフ、グラウンドゴルフ、ペタンク、ゲートボールの競技ができる施設及び利用者専用の駐車場の整備を計画しております。

全体面積が1万5,000平米、パークゴルフ場が9ホールで6,200平米、グラウンドゴルフ場が1,500平米、ペタンク・ゲートボール場が850平米、駐車場が96台と、堤防小段に仮設駐車場48台、その他の施設として、通路、排水施設、トイレ等も整備する計画でございます。完成時期につきましては、国土交通省の河川占用許可後の施工となります。年度内完成に向け、できるだけ早く完成するよう取り組んでまいります。

2点目、河川敷であるが、増水時の対策はというご質疑ですが、平成29年の浸水を考慮した計画としてございますが、具体的な対策につきましては、詳細設計時に国と協議をしております。

3点目、管理及び運営方法はというご質疑ですが、管理及び運営につきましては教育委員会で行います。料金設定等の具体的な内容につきましては、他のスポーツ施設や他の市町村の施設を参考にして、条例において定めてまいります。

4点目、岩出市の高齢化率の推移、過去10年というご質疑です。本市における高

齢化率につきましては、平成25年度が18.7%でしたが、令和4年2月末現在で24%となっております。高齢化率は年々高くなってございます。

5点目、高齢者の健康増進施策の現状についてでございます。高齢者の健康増進施策については、市民の健康、福祉のイベントとして、毎年3月に市民ふれあいまつりを開催しており、シニア向けのミニ体力測定や常設測定、骨密度や血管年齢測定等、高齢者向けのイベントを開催するとともに、年間を通じて生活習慣病予防教室やシニアエクササイズ教室、岩出げんき体操応援講座等の教室を計画的に開催してございます。

教育部におきましては、健康増進や日常的なスポーツへの取組として、ヨガ教室や成人講座においてもライフステージに応じたスポーツができる機会を提供してございます。

6点目、高齢者スポーツに対する考え方についてでございます。岩出市スポーツ推進計画における高齢者スポーツに対する考え方としましては、高齢者にとって自分の健康状態に応じた無理のないスポーツを続けることは、介護予防、生きがいくくり、社会参加及び世代間交流の上からも大切であり、スポーツに触れ合える機会を増やすことが必要であるというふうにしてございます。

7点目、高齢者スポーツ団体の現状と登録者数でございます。岩出市体育協会には、グラウンドゴルフ協会、パークゴルフ協会、ゲートボール協会及びペタンク協会、4団体ございます。それぞれの登録者数は、グラウンドゴルフ協会137名、パークゴルフ協会62名、ゲートボール協会13名、ペタンク協会37名となっております。

8点目、それぞれの活動内容でございますが、いずれの団体も月1回から2回程度の各種大会に出場しており、ゲートボール協会を除く3団体につきましては、年に数回自主的に市民大会を開催していただくなど、精力的な活動を行っていただいております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

井神慶久議員。

○井神議員 1点だけ、2番目に言った養育費の確保支援事業についての、これは何件ぐらいを想定しているのでしょうか。また、それとこれは申請は何回でもできるのでしょうか。その2点だけ、分かればお答え願います。

○福山議長 答弁願います。

保育所総括所長。

○福田保育所総括所長 井神議員の再質疑にお答えします。

まず何件ぐらいを想定しているのかについてですが、先行している自治体の実績等を参考にし、公正証書作成費用等の助成、養育費保証会社への手数料助成、それぞれ年間5件を見込んで予算計上しております。

それと2点目、申請は何回でも可能かということなんですけども、公正証書作成費用等の助成、養育費保証会社への手数料助成、いずれも1人1回限りの申請・後助成となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、ネット岩出、井神慶久議員の質疑を終わります。

2番目、公明党議員団、玉田隆紀議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

玉田隆紀議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○玉田議員 ただいま議長の許可を得ましたので、議案第17号 令和4年度岩出市一般会計補正予算について質疑を行いたいと思います。

3点お願いしたいと思います。まず最初に、市税が前年度より増加した理由についてお聞かせください。

次に、市債が前年度より、また減少したことについての理由をお伺いしたいと思います。

最後に、消防費が前年度より増額となった理由ですね、それをお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 玉田議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の市税が前年度より増加した理由ですが、個人市民税は納税義務者の増、法人市民税は法人の業績回復が考えられます。

また、固定資産税については、宅地開発分と新・増築家屋分の増もございしますが、主に中小事業者等への軽減措置の終了に伴う増でございします。この軽減措置は、厳しい経営状況にある中小事業者等に対して、令和3年度に限り、固定資産税の課税標準額を2分の1またはゼロにするというものですが、この軽減措置の終了が固定資産税の増加した主な理由と考えます。これら3つの税目の増加により、市税が前年度より増加するものと見込んでおります。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 玉田議員ご質疑の2点目、市債が前年度より減少した理由についてお答えさせていただきます。

当初予算に計上している市債につきましては、令和3年度、令和4年度ともに臨時財政対策債のみとなっております。この臨時財政対策債につきましては、国が示す地方財政計画の伸び率と前年度の実績を踏まえ、予算を積算しております。

令和4年度の減少につきましては、地方財政計画においてマイナスの63.1%の伸び率が示されたことによるものでございます。

○福山議長 総務課長。

○木村総務課長 続きまして3点目、消防費の増額理由についてお答えいたします。

令和4年度と令和3年度の当初予算を比較し、増加した主な項目と増加額を申し上げますと、東公園プール跡地への防災公園建設関連予算として、建築工事費2億4,219万8,000円、工事監理費260万4,000円、供用開始後の維持管理費等422万5,000円、テント等の備蓄資機材購入費242万2,000円のほか、災害情報等受令・報告する和歌山県総合防災情報システムについて、経年劣化に伴う再整備に係る負担金884万9,000円、那賀消防組合負担金686万5,000円などとなっております。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、公明党議員団、玉田隆紀議員の質疑を終わります。

3番目、日本共産党議員団、増田浩二議員、質疑時間30分以内で、通告した議案を一括して議案ごとに質疑をお願いいたします。

増田浩二議員、議案第17号の質疑をお願いいたします。

○増田議員 17号については、5点質疑を行いたいと思います。

1点目は、今年度ですね、4年度については納税者が増えるとされていますが、その理由はどうしてなのかという点。

2点目は、予算の概要というところにおいて、予算編成に当たっての記述の中では、人口減少による減収も予測されるとしています。これは何を指して人口減少と見ているのかという点、お聞きしたいと思います。

3点目は、衛生費というのが増加しているんですが、この増加理由は何かという点、お聞きしたいと思います。

4点目については、クリーンセンターの運転管理業務、これについては1億4,000万円の増となっております。定期点検、補修というのものもあるというふうな説

明もありましたけれども、定期点検、補修、これにおける見込額というのは幾らなのかという点、お聞きをしたいと思います。

5点目は、ごみ減量化政策、この推進が求められているわけなんです、今年度の取組についてはどのように進めていく考えなのか、この点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員のご質疑についてお答えいたします。

1点目の納税者が増えるとは、個人市民税の納税義務者の増のことを言われているんだと思いますけども、令和4年度は、県が示す経済動向とか、国が示す地方財政計画の伸び率などを考慮した結果、個人市民税が課税される方が増えるの見込んでいるということでございます。

○福山議長 財務課長。

○西浦財務課長 ご質疑の2点目、何を指して人口減少と見ているのかについてお答えいたします。

本市の人口につきましては、現在は微増傾向ではありますが、国立社会保障・人口問題研究所の本市の人口推計において、令和2年度の5万4,072人をピークに、令和7年度から減少に転じ、令和12年度には5万3,471人に減少するとされていることから、長期的には人口が減少すると見込んでおります。

以上です。

○福山議長 クリーンセンター所長。

○大島クリーンセンター所長 ご質疑の3点目、4点目につきましては、関連がございましたので一括してお答えさせていただきます。

3点目の衛生費の増加理由ですけれども、これは4款衛生費、2項清掃費、1目クリーンセンター費の12節岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料が、前年度と比較いたしまして1億4,343万3,000円の増額となったためであります。

次に、4点目の増額となった令和4年度の岩出クリーンセンター運転管理等業務委託料のうち、点検補修業務分で、前年度の9,542万5,000円から2億2,581万8,500円へ増額したためであります。

詳細といたしましては、法定点検、修繕分の主なものといたしまして、ごみ計量機で約220万円、ごみクレーンの点検・部品交換として約660万円等であります。定期点検の修繕分の主なものといたしましては、可燃性粗大ごみ用破碎機が約1,573

万円、噴射水ポンプが約418万円等でございます。

補修工事等の主なものといたしましては、溶融炉の補修工事を約9,240万円、計装設備の部品交換補修を約1,100万円計画してございますので、またその他点検・補修費を含めますと、約1億4,000万円の増額となったためでございます。

○福山議長 生活環境課長。

○牧野生活環境課長 5点目についてお答えします。

ごみ減量化の今年度の取組は、令和3年度に策定した一般廃棄物ごみ処理基本計画に掲げた令和12年度までの達成目標を見据え、正しいごみの出し方、分け方の徹底を図ってまいります。

家庭系ごみについては、これまで取り組んできた小学校環境出前講座やリサイクル工房などに加え、コロナ禍により開催を見合わせた排出された家庭系可燃ごみ袋の実態調査見学会に代わる啓発として、新たに市公式YouTubeチャンネルによる動画配信などにより、市民に見える啓発を継続して取り組みます。

また、事業系ごみについては、事業所訪問等により実態の把握に努めるとともに、飲食業等には、食品残渣の削減のため3010運動の推奨、また大型小売店や食品製造事業者に対しては、生産量の調整や売り切りなどによるごみ減量化を指導してまいりたいと考えております。

今後、新たな事業所の出店など、経済状況の変化に対応し、計画期間内においても現状に見合った達成目標の見直しも含め取り組んでまいります。

○福山議長 再質疑ありませんか。

増田浩二議員。

○増田議員 2点お伺いしたいと思います。

納税者が増える、課税対象者が増えるということだと思っておりますが、この課税対象者については、前年度からの部分でいうと、何人から何人ぐらいまで増えるというふうに見ておられるのか、この点お聞きしたいと思います。

もう1点は、クリーンセンターの保守関係で9,400万円というようなお答えだったと思っておりますが、この保守に係る部分において、耐用年数というのはどれぐらいのものを補修という部分の中でされているのか、この点ちょっとお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

税務課長。

○松本税務課長 増田議員の再質疑についてお答えいたします。

課税対象者が何人増えるかということでございますが、令和3年度の当初見込みに比べまして440人増の2万6,340人を見込んでおります。

○福山議長 クリーンセンター所長。

○大島グリーンセンター所長 増田議員の再質疑にお答えいたします。

9,240万円というのは、溶融炉の補修工事ということでご説明させていただいたんですけども、溶融炉につきましては、毎年のように定期的に法定点検もございまして、経年劣化のための毎年部品の交換等もございまして。今回、9,240万円と申し上げたのは、5年間の計画期間の中で、5年間の包括契約が令和4年度が最終年度ということがありまして、次につなげるように補修の工事のほうをさせていただくという計画となっております。

○福山議長 再々質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 続きまして、議案第18号の質疑をお願いいたします。

増田浩二議員。

○増田議員 18号については、2点お伺いをしたいと思います。

保険給付費において2億2,500万円増と見込んでいますが、1人当たりの給付費が増えているんだとの説明でしたんですが、その要因をどのように見ているのかという点。2点目は、コロナ禍の中で、実際には滞納というものも想定されるわけなんですけど、このような点について、市の対応についてはどのように対応していくつもりなのかという点、この辺どのように考えているのかという点をお聞きしたいと思います。

○福山議長 答弁願います。

保険年金課長。

○井辺保険年金課長 増田議員ご質疑の1点目、保険給付費において2億2,500万円増を見込んでいます。1人当たりの給付費が増えているとの説明でしたが、要因はについてであります。保険給付費は、前年度上半期の実績を基に推計し、予算額を積算しており、令和3年度当初予算において、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく見込み、保険給付費を押しえ込んでいたことと、1人当たり医療費の大幅な増加が保険給付費の増額要因と捉えております。

保険給付費全体額で、令和2年度実績と令和3年度見込みで比較しますと、被保険者1人当たりで1万5,223円の増額、4.70%の増加となっております。保険給付費における増加傾向を勘案しつつ、増額要因として捉えております新型コロナウイ

ルス感染拡大の影響で、令和2年度に医療費が大幅に減少した反動により、令和3年度の医療費が高い伸びを示していることのほか、令和3年度に入ってから医療費が、コロナ禍前の水準に戻りつつある傾向を踏まえ、コロナ禍の影響は考慮せずに医療費の伸びを見込んだこと、また医療技術の進展による1件当たり医療費の高額化や保険適用された高額薬剤の使用状況などを加味し、当初予算額を算定した結果、保険給付費においては、前年度当初予算額から2億2,500万円の増額を見込んでおります。

次、2点目のコロナ禍の中で滞納が生まれることが想定されるが、市の対応はについてであります。新型コロナウイルス感染症の影響等により、納税が困難な方については、納税相談時に生活状況などを確認して、徴収の猶予や申請による換価の猶予などの納税の猶予を行ってまいります。

令和2年度及び令和3年度については、新型コロナウイルスの影響に伴う国民健康保険税の減免制度があったため、通常の納税の猶予を適用した実績はありません。また、減免の実績につきましては、令和2年度は、令和元年度分として42名、114万600円、令和2年度分として85名、1,784万8,700円の減免を決定しております。令和3年度は、2月末時点におきまして26名、426万1,900円の減免を決定しております。令和4年度は、現時点では、厚生労働省より減免制度を実施するとの通知はありません。

滞納している方については、財産調査を行って、財産があった場合は差押えを行うことがあります。差押えによって生活困窮することがないように配慮しつつ、慎重に差押えを行います。

○福山議長 再質疑ありませんか。

(なし)

○福山議長 これで、日本共産党議員団、増田浩二議員の質疑を終わります。

以上で、議案第17号から議案第23号までの議案7件に対する質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第18号から議案第23号までの議案6件は、お手元に配付の議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第17号につきましては、委員会条例第6条第1項及び第2項の規定により、7人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することになっておりますので、議長において指名いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、議長が指名することに決しました。

それでは、委員会条例第8条第1項の規定により、予算審査特別委員会委員に、梅田哲也議員、田中宏幸副議長、奥田富代子議員、尾和正之議員、福岡進二議員、大上正春議員、市來利恵議員、以上7人を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月17日木曜までに審査が終わるよう期限をつけることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長 ご異議なしと認めます。

よって、予算審査特別委員会に付託いたしました議案第17号の審査につきましては、3月17日木曜までに審査が終わるよう期限をつけることに決しました。

ただいま選任いたしました委員の皆様へ通知いたします。

本日、本会議終了後、予算審査特別委員会を招集いたしますので、委員会室において正副委員長へ互選をお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の正副委員長の互選結果につきましては、選出され次第、文書にて報告いたします。

~~~~~○~~~~~

○福山議長 以上で、本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。

次の会議を3月22日火曜、午前9時30分から開くことにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○福山議長　ご異議なしと認めます。

よって、次の会議は3月22日火曜、午前9時30分から開くことに決しました。

本日は、これにて散会いたします。

どうもご苦勞さまでした。

散会

(11時36分)